

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から55年2月まで  
申立期間の保険料は未納とされているが、母親が私の国民年金の加入手続と保険料納付を行ってくれたと聞いているし、部屋を片付けた際に申立期間の領収印の無い納付書・領収証書が見付かった。30年以上も前のことで記憶は定かでないところもあるが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、かつ、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったのは母親であり、母親は父親の保険料も一緒に納付していたと思うところ、申立人の両親は、共に昭和36年4月から60歳到達までの国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、母親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録における加入状況によれば、申立人の国民年金の加入手続は昭和54年12月に行われたものとみられ、申立人が20歳に到達した同年\*月から被保険者資格を取得していることから、申立期間の保険料を納付することは可能であった。

加えて、申立期間の保険料については、申立期間当時、申立人が居住していたA市の国民年金被保険者名簿においては未納とされているが、その後婚姻（昭和58年4月）に伴い転居したB市の国民年金全件リストにおいては納付済みとされていることが確認できる。このことから、母親が申立期間の保険料を過年度納付したものとみられ、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和20年1月11日、資格喪失日は同年9月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

また、申立人のC社における資格取得日は昭和20年9月1日、資格喪失日は21年6月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年1月11日から同年9月1日まで  
② 昭和20年9月1日から21年6月1日まで

私は、C社に勤務中の昭和20年1月から徴用によりA社B工場に勤務、同年の空襲が激しくなった頃、C社が多忙になり同社に戻り、21年5月31日で退社した。徴用に出た20年1月11日から同社を退社した21年6月1日までの厚生年金保険の記録が無い。勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社に勤務中、徴用によりA社B工場に女子挺身隊として勤務したとする申立人の証言は具体的で、一緒に徴用で同社同工場に勤務したとする複数の同僚の証言、及び同社同工場が出版した工場史の記載内容ともおおむね一致していることなどから、申立人が同社同工場に勤務していたことは推認できる。

一方、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿については、戦災により焼失しており、現存する同社同工場の被保険者名簿の作成時期は不明であるが、戦後に復元されたものであると考えられる。なお、C社から一緒に徴用でA社B

工場に勤務した同僚が20人いたと申立人が証言しているところ、C社を昭和20年1月11日に資格喪失している21人中19人の名前が当該被保険者名簿に確認でき、同名簿に申立人の名前と1字違いで、資格取得日が同年1月11日、資格喪失日が同年9月1日の記録が確認できる。

また、年金手帳番号払出簿については、A社B工場に係る被保険者の資格取得日が昭和20年1月11日の記録を確認すると、生年月日の記載の無い者は当該被保険者名簿で生年月日の記載の無い者と一致していることから、戦後作成した当該被保険者名簿を基に作成したことがうかがわれる。

以上の被保険者名簿等の記録管理の実態から、申立てに係る厚生年金保険の記録が無い原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記載漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元を行うことができない状況の下で、その原因が申立人及び事業主のいずれに起因するのか特定することは不可能である。

以上の状況を踏まえると、i) 申立人がC社に係る厚生年金保険の資格を喪失した昭和20年1月11日にA社B工場に勤務したことが推認できること、ii) 申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性があることと認められること、iii) 当該推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等から、事業主は、申立人が同年1月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったと認めるのが相当である。

また、A社B工場が出版した工場史の記載内容によると、女子挺身隊は終戦時に徴用を解除したことが確認できること、戦後に復元された同社同工場に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前と1字違いの資格喪失記録が確認できることから、同社同工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年9月1日とすることが妥当であると判断される。

なお、申立期間①の標準報酬月額は、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、60円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人はA社B工場の徴用解除により、C社に戻り勤務していたと申し立てしているところ、同じ徴用先から戻った複数の同僚は、「申立人は、C社に戻り勤務していた。」と証言しており、他の同僚も、「申立人は、結婚してD市に行ったが、結婚直前までC社に勤務していたと思う。」と証言している。

また、A社B工場に徴用され、終戦後にC社に戻ったと証言する複数の同僚の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録は確認できないが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者の中には、昭和20年1月11日の資格喪失記録が二重線で取り消され、「生」の記載と21年6月以降の算定記録があるにもかかわらず、資格取得日が同年11月20日と記録さ

れている上、オンライン記録ではA社B工場で勤務していたとする期間がC社の被保険者期間となっている者も確認できるが、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にはこの記録は確認できない。

さらに、年金事務所は、「当時の各種届書類が保管されておらず、一連の手続内容等を特定することは困難である。」と回答している上、前述の昭和20年の終戦前後に徴用先からC社に戻って勤務したと証言する複数の同僚については、同年8月前後に再度資格取得した記録が全く無く、21年3月31日までの期間の資格喪失記録も無いことから、戦時中・戦後の一時期の事務処理の混乱、不自然さがうかがわれ、被保険者名簿等の記録管理が不適切であったと判断される。

以上の状況を踏まえると、i) 申立人がA社B工場での徴用を解除され昭和20年9月1日にC社に戻り勤務したことが推認できること、ii) 申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に紛失した可能性があることと認められること、iii) 当該推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等から、事業主は、申立人が同年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当である。

また、同僚が、「申立人は、結婚直前までC社に勤務していたと思う。」と証言している上、申立人の婚姻届は昭和22年\*月\*日であるが、長男の出産が同年\*月\*日であり、申立人によれば、「婚姻届が遅れたが、結婚記念日は21年\*月\*日に間違いなく、直前の同年5月31日まで勤務していた。」と申し立てていることに特段の不自然さは無いことから、C社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年6月1日とすることが妥当であると判断される。

なお、申立期間②の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで

婚姻（昭和53年1月）前は、父親が私の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれていた。申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間前後の期間が納付済みとされているのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、申立人の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和50年10月1日に国民年金被保険者資格を喪失したとされており、再度、国民年金被保険者資格を取得したのは、51年4月1日とされていることが確認できる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合し、これら記録に食い違いはみられないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年3月までの期間及び49年5月から50年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から45年3月まで  
② 昭和49年5月から50年5月まで

申立期間①については、父親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料についても父親が納付してくれていた。

また、申立期間②については、会社を退職後、私が国民年金の加入手続を行い、保険料についても私が納付した。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっているため、申立期間①に係る加入手続の状況及び保険料納付の状況は不明である上、申立期間②については、申立人自身が会社を退職後、国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、加入手続を行った時期、保険料の納付時期、納付金額等についての具体的な記憶が無く、申立期間②に係る加入手続の状況及び保険料納付の状況についても詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間①については、申立人が20歳に到達した時に父親が国民年金加入手続を行い、保険料を納付してくれたとしており、申立期間②については、会社を退職後、申立人自身が国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録における加入状況によると、申立人の国民年金加入手続が行われたのは昭和52年6月頃であり、これ以前に申立人の国民年金加入手続が行わ

れた形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、昭和 60 年 3 月 1 日付けで、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得した日を 51 年 12 月 1 日から 43 年\*月\*日（20 歳到達時）に訂正する処理とともに、当該被保険者資格を 45 年 4 月 1 日に喪失したとする処理が行われていることから、これらの処理により申立人は初めて申立期間①の国民年金被保険者資格を取得したことが確認でき、申立期間②については、国民年金被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。このため、申立期間①は上記 60 年 3 月 1 日の処理が行われるまでは国民年金に未加入であったこととなり、申立期間②は現在においても国民年金に未加入であることから、申立期間当時、父親又は申立人が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間①については、上記のとおり、国民年金被保険者資格を取得する処理が行われた昭和 60 年 3 月 1 日において既に 2 年の納付時効が成立していることから、遡って保険料を納付することもできなかったと考えられる。

このほか、A 市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない上、父親又は申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 9 月まで  
ねんきん定期便によれば、申立期間の標準報酬月額は私の記憶している給与額より低い額とされているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時A社では給与が下がった記憶は無いとしているが、申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の従業員の標準報酬月額が、申立人と同様に昭和47年10月から減額されていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり減額されているという事情は見当たらない。

また、厚生年金基金からの回答により、申立期間のうち、昭和47年4月から同年9月までの期間の標準報酬月額は3万9,000円、同年10月から48年9月までの期間の標準報酬月額は3万6,000円とされており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間当時に標準報酬月額が減額されているA社の上司は、「給与明細書は保存していないが、標準報酬月額について自分の記録は合っていると思っている。」旨を証言しているほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

加えて、A社は、申立期間について給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は保有しておらず、申立人の申立期間の給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 20 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているので、当該期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 19 年 6 月分の給料支払明細書(同年 7 月 20 日支給)によると、6 月分の給与と一緒に「夏季賞与」として 60 万円が支給されていることが確認できるものの、当該明細書の厚生年金保険料欄には、給与に係る標準報酬月額(62 万円)に見合う保険料額と一致する 4 万 5,390 円しか記載されておらず、当該賞与に係る保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る平成 19 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立てどおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 11 日から同年 12 月頃まで  
私は、申立期間においてA社に勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の証言内容から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「申立期間当時、社員には見習期間があり、一定の営業成績に達するまでは社会保険に加入させていなかった。また、当社が保管する厚生年金保険資格得喪の一連の台帳に申立人の氏名が無いことから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。」と回答している。

また、A社において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「A社は、営業成績により厚生年金保険に加入させていたため、見習期間は人により3か月から7か月とまちまちであった。」と証言している。

さらに、申立人がA社に紹介してくれたとして名前を挙げた同僚は、同社に係る厚生年金保険資格得喪の一連の台帳に氏名が見当たらず連絡先も不明なため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

A社の勤務期間は、昭和49年1月1日から51年3月31日までと記憶しており、実際の厚生年金保険の記録と違うことから、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社から提出された労働者名簿によると、申立人は、昭和49年1月4日に同社に採用され、51年3月25日に退職した記録となっているものの、雇用保険の記録によると、申立人は、同社において、49年4月1日に資格取得し、51年3月25日に離職していることが確認でき、当該資格取得日及び離職日の翌日は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日と一致している。

また、申立期間①について、申立期間当時の事務担当者は、「申立人については、昭和49年1月4日から同年3月31日までは試用期間であり、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しているところ、A社において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚の資格取得日は、同社の労働者名簿に記載されている採用日とは一致していないことから、同社では、申立期間当時採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、上記事務担当者は、「資格喪失日については、退職日の翌日に対応させていた。」と回答しているところ、A社において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚の資格喪失日は、労働者名簿に記載されている退職日の翌日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月15日から33年2月21日まで  
② 昭和33年2月21日から34年8月1日まで

年金記録によると、申立期間に係る厚生年金保険記録について、脱退手当金支給済みとなっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後3年間に資格喪失した受給資格のある女性16人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち10人について資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚は、「脱退手当金は、会社が手続をしてくれたと思う。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者期間が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。



これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 7277 (事案 6598 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 5 日から 38 年 11 月 10 日まで

申立期間について、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとして、年金記録に係る確認申立てをしたが、平成 23 年 11 月 2 日付けにて、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとする通知をもらった。

しかし、国や会社には当時支給した証拠の書類が無いこと等、納得できない。国や会社は、私が脱退手当金を受給したという証拠を示してほしい。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 11 月 10 日の前後 2 年以内に資格喪失し、受給要件を満たした 11 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8 人に支給記録が確認できる上、そのうち連絡先が把握できた 2 人は、「会社が代理で請求手続をした。」あるいは、「会社が代理で請求手続をし、代理で受領し、それを会社から受け取った。」と証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 11 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は「脱退手当金は受け取っていない。納得でき

ないので、国や会社は、私が脱退手当金を受給したという証拠を示してほしい。」と強く主張して再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の資格喪失時の前後2年以内に申立人が勤務していた事業所で資格喪失した者のうち、受給要件を満たした11人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8人に支給記録が確認できる上、そのうち2人は会社が代理請求の手続を行ったと証言していること、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いことなどからむしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。